

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

経 営

小規模企業支援で初の基本法 制定 5~20人以下の企業334万社対象に

政府は3月初めに「小規模企業振興基本法案」を閣議決定したが、中小企業(約385万社)のうち、約9割を占める334万社の小規模企業のための基本法制定は初めて。これは昨年6月に策定した成長戦略路線の一環で、2020年までに黒字の中小企業、小規模企業を倍増させる計画だ。今秋までに5年間の基本計画を策定する。

商業・サービス業では従業員5人以下、製造業、建設業などでは同20人以下の企業が対象。小規模企業を地域の雇用や生活を支える担い手として位置づけ、販路拡大や新規事業の持続的な発展を支えることを目指す。

小規模企業の課題は、売上げ減少、資金・人材不足による廃業の増加・開業の停滞、地域経済の活力低下などがあげられ、企業数はこの10年間で約2割減少している。このような課題に対し、国の基本的施策は①売上げの維持・拡大をめざす小規模企業のビジネスモデル再構築、②小規模企業に必要な人材の育成および確保、③小規模企業が地域経済の活性化に貢献する事業の推進などを定めた。さらに小規模企業が補助金などを申請する際、手続きが煩雑などの批判に対し負担軽減を盛り込んだ。この法案は、昨年同様、小規模事業者に焦点をあてた中小企業政策の再構築がテーマだ。今回、商工会・商工会議所による小規模支援法改正案も決まった。これに信金など地元金融機関、税理士会などとの連携も必須だろう。

税務会計

推計課税を相続税にも拡大する動き 国税庁が3年越しで要望も実現せず

税務調査は、納税者が申告した所得金額が正しいかどうかを総勘定元帳や補助簿、各種原始記録と照合し検討を行うことが大原則だが、帳簿の記載の不備や原始書類の保存状況が極めて悪いなどの理由から、納税者の資料では所得金額の検討ができないときは、納税者の生活状況や財産債務の増減、収支の状況、生産量、従業員数、同業他社との比較といった客観的な資料情報から所得金額を推計し、金額を決定する「推計課税」ができる。

現在この推計課税が認められるのは法人税と所得税のみだが、これを相続税にも広げようという動きが国税庁にある。国税庁が独自の意見書として財務省に提出した内容は、「相続開始以前の一定期間中に被相続人の財産を処分または被相続人が債務を負担したもので、その用途が客観的に明白でなく、かつ、その合計額が一定金額以上となる場合は、これを相続人が相続したものと推定し、相続税の課税価格に算入する制度を創設する」というもの。

相続税の推計課税は、国税庁が2012年から3年越しで要望しているというが、3月20日に成立した2014年度税制改正法にも盛り込まれていなかった。しかし、2013年度税制改正において税率構造の見直しや基礎控除の引下げが行われるなど相続税への課税強化路線にあるなか、国税庁が簡単に諦めるとは考えにくく、2015年度税制改正でさらに強気の要望を載せてくる可能性は高い。今後の動きに注目しておく必要がある。

今週のキーワード

小規模企業振興基本法案

この施策のため政府予算には13年度補正予算で、ものづくり・商業・サービス補助金1,400億円などが計上された。さらに、14年度一般会計予算でも様々な事業の予算が新規に組まれた。他の先進国と比較しても、わが国の財政が非常に厳しい中で、新規計上といった政府の対応は小規模企業への振興に対して本腰をいれているとの評価もできる。しかし400万社近い中小企業のなかでも、とりわけ小さい下部のグループの振興策の「本気度」はどれだけのものなのか、まさに古くて新しいテーマで関係者のやる気が試される。